

岐阜県公報

号外(一) 平成二十年十一月二十八日

目 次

規 則

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

(行政改革課)

一 ページ

岐阜県規則第七十六号

岐阜県知事 古 田 筆

規 則

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

平成二十年十一月二十八日

知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十八年岐阜県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一十三の項を削り、同表十四の項中「第十四条」を「第二十七条」に改め、同項を同表十三の項とし、同表中十五の項を十四の項とし、十六の項から十九の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。

平成二十年十一月二十八日印刷
平成二十年十一月二十八日發行

発行者

岐阜県
岐阜市薮田南二丁目一番一号

印刷者
岐阜市三輪ぶりんとびあ十三
岐阜市三輪ぶりんとびあ十三
一一
岐飯
尾文
芸社
寬